

## 地方公務員法第8条第7項の規定に基づく協定書

(昭和30年7月1日締結)

最近改正 令和8年4月

地方公務員法第8条第7項の規定に基づき、人事行政に関する技術的及び専門的な知識、資料その他の便宜の授受のため、京都労働局（以下「甲」という。）と京都市人事委員会（以下「乙」という。）との間に、次のとおり協定を締結する。

- 1 京都市の行う事業又は事務所について、労働基準法（以下「法」という。）別表第1の各号別を別紙（1）及び（2）のとおり定める。
- 2 乙が次の各号のいずれかに該当する業務を行うため甲の協力を求めた場合、甲は便宜を供与するものとする。
  - （1）ボイラー及び圧力容器安全規則第10条、第41条、第56条若しくは第76条の規定に基づく届出についての審査又は同規則第14条、第42条、第46条、第59条、第77条若しくは第81条の規定に基づく検査
  - （2）乙が必要と認める事業又は事務所の監督及び調査
  - （3）その他乙が特に必要と認める業務
- 3 前項により甲の職員が乙の業務に協力するため、特に経費を必要とするときは、乙が負担するものとする。
- 4 甲及び乙は必要に応じ、次の調査書又はその他の資料を授受するものとする。
  - （1）労働基準法、労働安全衛生法及びこれらに基づく命令の施行並びに解釈に関する通達その他の資料
  - （2）人事機関及び職員に関する条例又は勤務条件に関する規則その他の資料
  - （3）その他必要と認められる事項の調査書又は資料
- 5 この協定書に関する疑義又は前各項のほか必要な事項については、甲及び乙が協議してこれを決定する。
- 6 本協定は昭和30年7月1日より施行する。
- 7 昭和29年4月1日附締結の協定は、本協定の施行に伴い効力を失うものとする。

## 別紙（１）

## 京都労働局が直接職権を行使する事業場

事業場名	所在地	法別表 第 1 号 別	備考
生活環境美化センター	南、西九条森本町 62 の 1	第 1 号	清掃事業用自動車等の車両管理部門のみ
学校給食施設	小学校 145 箇所、小中学校 10 箇所	〃	
土木みどり事務所	市内 8 箇所	第 3 号	
環境共生センター	市内 2 箇所	第 13 号	児童相談所一時保護施設、発達相談所診療療育課 診療部門のみ  精神障害者通所授産施設京都市朱雀工房、地域生活支援センターなごやかサロンを除く。
児童福祉センター	COCO・てらす：中京、壬生東高田町 1 の 20	〃	
第二児童福祉センター	伏見、深草加賀屋敷町 24 の 26	〃	
保育所	市内 13 箇所	〃	
こころの健康増進センター	COCO・てらす：中京、壬生東高田町 1 の 20	〃	
医療衛生センター	千代田生命京都御池ビル：中京、御池通高倉西入高宮町 200	〃	
桃陽病院	伏見、深草大亀谷岩山町 48 の 1	〃	
京都動物愛護センター	南、上鳥羽仏現寺町 11	〃	
地域リハビリテーション推進センター	COCO・てらす：中京、壬生東高田町 1 の 20	〃	
発達障害者支援センター	COCO・てらす：中京、壬生東高田町 1 の 20	〃	
ヘルパー室	南、西九条南田町 9	〃	
東北部クリーンセンター	左京、静市市原町 1339	第 15 号	清掃事業用自動車等の車両管理部門を第 1 号事業場とする。
北部クリーンセンター	右京、梅ヶ畑高鼻町 27	〃	
南部クリーンセンター	伏見、横大路八反田 29	〃	
埋立事業管理事務所	伏見、醍醐上山田 1	〃	
まち美化事務所	市内 6 箇所	〃	
生活環境美化センター	南、西九条森本町 62 の 1	〃	
中央斎場	山科、上花山旭山町 19 の 3	〃	

別紙（２）

京都市人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使する事業場

事業場名	所在地	法別表 第 1 号 別	備考
美術館 動物園 歴史資料館  衛生環境研究所 市立幼稚園、小学校、中学校、小中学校、高等学校、総合支援学校 京都まなびの街生き方探究館  総合教育センター 教育相談総合センター  青少年科学センター 子育て支援総合センターこどもみらい館 学校歴史博物館 野外活動施設花背山の家 消防学校	左京、岡崎円勝寺町 124 左京、岡崎法勝寺町 上京、寺町通荒神口下る松蔭町 138 の 1 市内 2 箇所 幼稚園 15 箇所、小学校 145 箇所、中学校 62 箇所、小中学校 10 箇所、高等学校 9 箇所、総合支援学校 9 箇所 上京、小川通下立売下る西大路町 144 の 1 下京、河原町通松原上る二丁目富永町 344 中京、姉小路通東洞院東入曇華院前町 706 の 3 伏見、深草池ノ内町 13 中京、間之町通竹屋町下る楠町 601 の 1 下京、御幸町通仏光寺下る橋町 437 左京、花脊別所町 399 南、上鳥羽塔ノ森下開ノ内 21 の 3	第 12 号 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	   給食施設を第 1 号事業場とする。  総合育成支援課を官公署事業場とする。 生徒指導課を官公署事業場とする。   予防課を官公署事業場とする。
本庁各局室課	市役所：中京、寺町通御池上る上本能寺前町 488 消防局本部庁舎：中京、押小路通河原町西入榎木町 450 の 2 中京区役所内：中京、西堀川通御池下る西三坊堀川町 521 京都朝日ビル：中京、柳馬場通御池下る柳八幡町 65  伏見区役所内：伏見、鷹匠町 39 の 2  ヤサカ河原町ビル：中京、河原町通二条下る一之船入町 384 下京区役所内：下京、西洞院通塩小路上る東塩小路町 608 の 8	官公署 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	総合企画局デジタル化戦略推進室 文化市民局文化市民部（消費生活総合センター） 保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室（介護ケア推進課（介護認定給付事務センター）、福祉のまちづくり推進室（くらし応援給付金担当）） 保健福祉局福祉のまちづくり推進室（国保・後期医療給付事務センター） 産業観光局観光 M I C E 推進室 文化市民局地域自治推進室（マイナンバーカード企画推進担当）

事業場名	所在地	法別表 第1号 別	備考
行財政局サービス事業推進室 市税事務所各室	右京区役所内：右京、太秦下刑部町12	〃	文化市民局地域自治推進室 (証明郵送サービスセンター、戸籍事務センター)
	〃	〃	文化市民局地域自治推進室 (マイナンバーカード企画推進担当)
	中京、壬生下溝町44の3	〃	
	ビル葆光：中京、室町御池南入円福寺町337	〃	市民税室、固定資産税室
	井門明治安田生命ビル：中京、烏丸通御池下る虎屋町566の1	〃	軽自動車税事務所分室
	市役所内	〃	法人諸税室、納税室
	京都管理基地事務所：伏見、深草中川原町13の7	〃	軽自動車税事務所
	市役所内	〃	
	元生祥小学校：中京、富小路通六角下る骨屋之町549	〃	生涯学習部（生涯学習推進担当、学校地域協働推進担当）
	京都市生涯学習総合センター：中京、聚楽廻松下町9-2	〃	生涯学習部（施設運営担当）
元有濟小学校：東山、大和大路通三条下る東入る若松町393	〃	体育健康教育室	
総合教育センター：下京、河原町通松原上る二丁目富永町344	〃	指導部（総合育成支援課）	
教育相談総合センター：中京、姉小路通東洞院東入曇華院前町706の3	〃	指導部（生徒指導課）	
中京、西ノ京東中合町1	〃	総務部（学校事務支援室、調査課）	
選挙管理委員会事務局	市役所内及び市内11箇所	〃	
監査事務局	Y・J・Kビル：中京、河原町通御池下る下丸屋町394	〃	
人事委員会事務局	東山区役所内：東山、清水五丁目130番地の6	〃	
農業委員会事務局	市役所内	〃	
農業委員会事務局京北窓口	右京、京北周山町上寺田1の1	〃	
消防局各課	消防局本部庁舎：中京、押小路通河原町西入榎木町450の2	〃	
	消防学校：南、上鳥羽塔ノ森開ノ内21の3	〃	予防部（予防課）
	伏見、横大路千両松町	〃	警防課消防航空隊のみ
	南、上鳥羽塔ノ森下開ノ内94の4消防活動総合センター内	〃	警防部（警防課）
消防署	市内11箇所	〃	消防出張所（市内34箇所を含む）

事業場名	所在地	法別表 第1号 別	備考
醍醐消防分署	伏見、醍醐大構町28	〃	山ノ下消防出張所を含む
区役所各室課	市内11箇所	〃	区役所出張所（市内13箇所）を含む
区役所支所各室課	市内3箇所	〃	
京北出張所	右京、京北周山町上寺田1の1	〃	
東京事務所	丸の内北口ビルディング：東京都千代田区丸の内1丁目6番5号	〃	
中央卸売市場第一市場	下京、朱雀分木町80	〃	
中央卸売市場第二市場	南、吉祥院石原東之口町2	〃	
北部農業振興センター	北区役所内：北、紫野東御所田町33の1	〃	
南部農業振興センター	伏見区役所内：伏見、鷹匠町39の2	〃	
南部農業振興センター洛西分室	西京区役所洛西支所内：西京、大原野東境谷町二丁目1の2	〃	
京北・左京山間部農林業振興センター	右京、京北周山町上寺田1の1	〃	
元離宮二条城事務所	中京、二条通堀川西入二条城町541	〃	
児童福祉センター各課	COCO・てらす：中京、壬生東高田町1の20	〃	
第二児童福祉センター	伏見、深草加賀屋敷町24の26	〃	
南部区画整理事務所	伏見、深草五反田町112	〃	

- 附記 1 別紙(2)の事業場の管轄に係る現場の事業が、法別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業に該当する場合は、別紙(2)の各号にかかわらず、当該現場については、京都労働局において職権を行使するものとする。
- 2 別紙(2)の事業場に雇用される単純労働者については、京都労働局において職権を行使するものとする。
- 3 「官公署」とは、官公署の事業（法別表第1に掲げる事業を除く。）をいう。